

## 受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則を廃止する規則

制定 平成 22 年 4 月 7 日

次に掲げる規則は、廃止する。

受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則（平成 20 年 1 月 30 日通知）（以下「旧規則」という。）

### 附則

- 1 この規則は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）附則第 3 号に規定する政令で定める日から施行する。
- 2 旧規則第 1 章第 1 節、第 5 節、第 6 節、第 12 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条及び第 149 条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧規則第 14 条及び第 35 条に規定する信託受益証券振替口座簿に係る取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 旧規則第 146 条に規定する信託受益証券振替口座簿の記載事項又は記録事項を証明した書面の交付等の請求については、株式等の振替に関する業務規程の定めるところによる。
- 5 旧規則第 39 条第 5 項に規定する偽造信託受益証券に係る信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関から機構への通知については、なお従前の例による。
- 6 旧規則第 2 章第 4 節、第 45 条から第 47 条まで及び第 53 条に規定する機構、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関が行う受益証券の不足の補てんについては、なお従前の例による。
- 7 施行日前の信託受益証券に係る旧規則第 4 章に規定する手数料については、なお従前の例による。
- 8 旧規則第 148 条に規定する機構の信託受益証券の発行者、受益権原簿管理人、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対する免責の適用については、なお従前の例による。
- 9 機構に信託受益証券を預託した信託受益証券加入者は、当該信託受益証券について、交付の申請を施行日において行ったものとみなす。

以上